

発行者

山形県酒田市砂越字小形111番地
大町溝土地改良区 理事長 佐藤 良
TEL 0234-52-2350(代)
FAX 0234-52-3515
URL <http://www.o-machikou.jp/>
Email info@o-machikou.jp



新設された茨野排水機場除塵施設

賦課金の納入期限

一般会計

第1期 令和4年 7月11日(月)

第2期 令和4年11月10日(木)

事業償還金

全期 令和4年11月10日(木)

期限前に納入を希望される方は、大町溝土地改良区までご連絡下さい。 ☎52-2350 会計課

土地改良区の概要

(令和4年4月1日現在)

●受益面積	2,907 ha
●組合員数	1,081 人
●共同管理維持管理面積	6,225 ha

おもな内容

☆理事長挨拶	2	☆現在実施している事業	7
☆令和4年度予算	3	☆用水の利用について	8
☆令和4年度賦課金／令和4年度決済金	4	☆最上川下流右岸地区促進協議会設立／	
☆令和3年度完納団体名簿	5	各種手続き	9
☆各地区の償還年次計画／総代選挙	6	☆令和4年度事務体制	10

ご挨拶



大町溝土地改良区

理事長 佐藤 良

小夏の候、組合員の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本土地改良区運営と事業促進に対し、特段のご理解とご協力を賜り衷心より感謝申し上げます。

今冬は大雪に見舞われ春の農作業も大変心配されましたが、幸いにも天候にも恵まれ耕起も進み、4月より計画どおりのかんがい用水を取水し代掻き、田植えと順調に作業ができ、組合員の皆様も安堵していることと思います。

また、3月に開催されました通常総代会は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の促進や、経口薬が開発され実用化はされているものの、昨年末からのオミクロン株による第6波が急拡大し、以前の生活様式には未だ不安が残るため、感染予防対策に充分配慮し苦渋の決断により、昨年度同様

に書面議決により開催いたしました。賦課金単価は昨年と同額の5千500円に100%の徴収率を課して令和4年度の予算編成をしており、組合員皆様のご理解ご協力により、完納頂いておりますことに心より感謝申し上げますとともに、今後も引き続き未納を出さないよう重ねてご協力をお願い申し上げます。

土地改良区の業務運営としましては、これまでも適切な会計運営を行ってききましたが、平成31年度の土地改良法の改正により員外監事を選任することが義務付けられ、今年度から会計経理に関する相談及び財務諸表等の作成に関する事務処理体制をご指導いただくことで、税理士の方と顧問契約を締結しました。

また、維持管理体制の用水の關係では、配水委員体制に移行し2年目となりますが、配水委員の皆

様には昨年と同様に支線下流の集落間の揚水配分と、集落大割内での用水管理をお願いいたします。取水の際は組合員皆様からも水口と堰板の適切な調整を行っていただき、末端区域まで平等で効率的な用水配分にご配慮いただきますようご理解ご協力をお願いいたします。

今年度の管内の事業につきましては、

めたいと考えております。また、今年2月に最上川下流右岸地区土地改良事業促進協議会が設立され、国営かんがい排水事業「最上川下流右岸二期地区」の事業化に向けて、令和5年度より地区調査を実施し令和11年度採択に向けて、今後各関係機関と連携を図りながら要望活動を進めて参る所存であります。

では、継続事業として県営農村地域防災減災事業により本溝地区の水路改修工事、柳沢地区と金谷地区のため池整備工事が順調に進んでおります。また茨野地区の茨野排水機場の、1・2号機のディーゼルエンジンの更新と3号機のポンプ整備も発注されました。県営基幹水利施設ストックマネジメント事業の上郷地区は、ポンプと電動機及び電気設備の更新工事を予定しております。それから、中平田南第一地区の排水路の管路化に向けた取り組みも、県営事業として進めるにあたり推進委員会を立ち上げ、事業要件達成に向け事業の促進を行っております。なお、他の地区においても要望がありま

につきましても、計画的な施設更新積立を行うとともに補助事業を適用させ、組合員の負担軽減を図りながら順次整備更新を行っていきたいと思っております。これからも、用水の安定供給かつ公平な水配分、組合員皆様の負担軽減に繋がるように鋭意努力し、土地改良区の円滑な運営に向け、より一層役職員一同組合員目線に立った運営に努めて参りますのでよろしくお願いいたします。

結びに、今年一年の無事故無災害で豊穣の秋を迎えられまことを祈念申し上げ挨拶とさせていただきます。



令和3年度 通常総代会開催 全議案原案どおり可決



書面議決による総代会

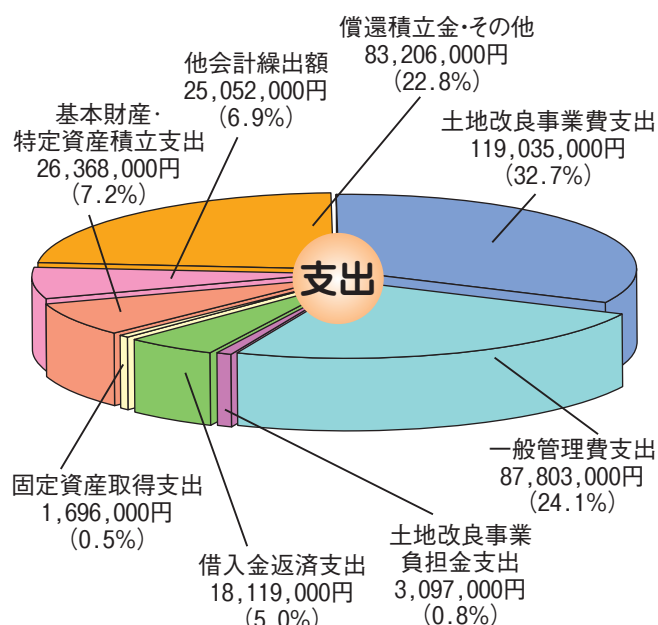
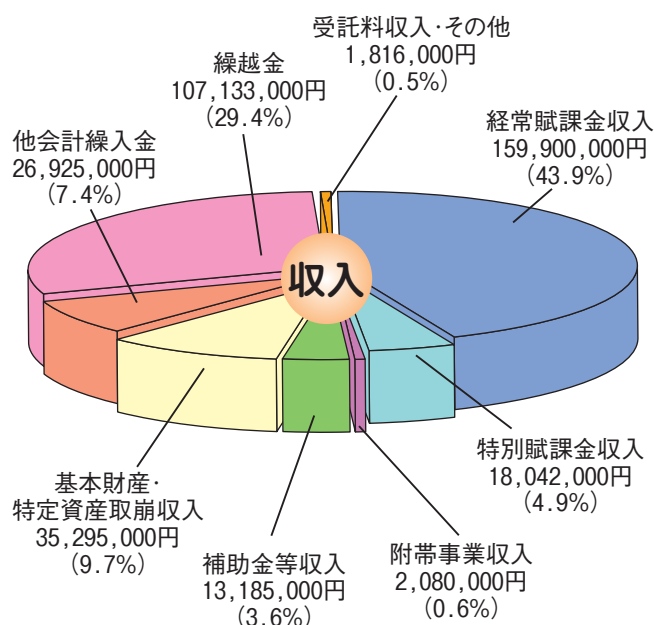


議長 白畑与喜雄 総代

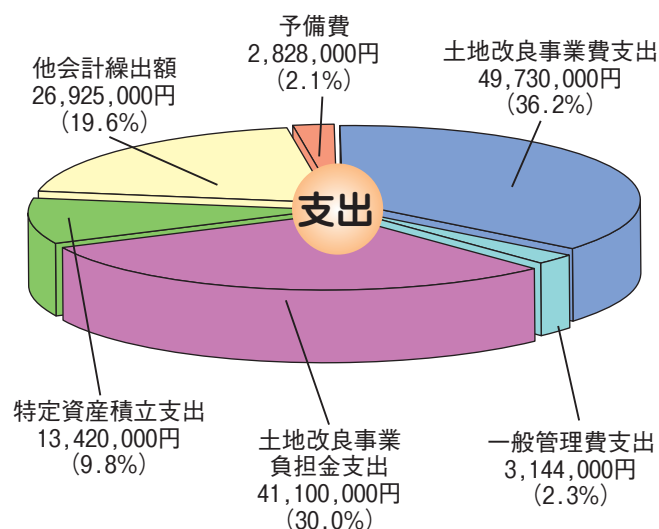
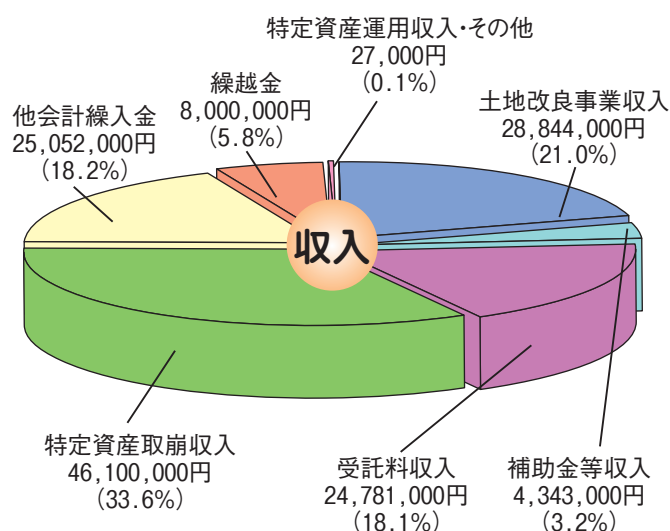
令和4年3月15日午前10時より、本土地改良区会議室において令和3年度通常総代会が開催されました。開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため規模を縮小し、総代4名の方々より出席いただき、昨年に引き続き書面議決による開催となりました。佐藤理事長挨拶のあとに、議長に第2選挙区選出の白畑与喜雄総代が選任され、上程されました10議案について慎重審議され、全議案原案どおり承認可決されました。

令和4年度予算

☆一般会計予算 総額364,376,000円



☆最上川下流右岸地区共同管理事業特別会計予算 総額137,147,000円



令和4年度 賦課金

1. 一般組合費賦課金

区 分	賦 課 金	1期	2期
		納入期限 令和4年7月11日(月)	納入期限 令和4年11月10日(木)
経 常 賦 課 金 (維持管理費 含む)	5,500 円/10a	2,750 円/10a	2,750 円/10a

2. ほ場整備事業償還賦課金 納入期限 令和4年11月10日(木)

区 別	地 区	賦課面積	金 額	徴収率	賦課基準
県 営	中 平 田 南	田 145.7 ha 畑 2.0 ha	10,000円 6,000円	100% 100%	田 10a当り 畑 10a当り
	砂 越 地 区	田 137.9 ha 畑 1.9 ha	2,410円 1,450円	100% 100%	田 10a当り 畑 10a当り

◎緊急支援事業の助成により、前年度より償還賦課金額が下がった地区があります。

※期限前に納入を希望される方は、大町溝土地改良区 ☎0234-52-2350 会計課 まで連絡下さい。

令和4年度 決済金について

土地改良区区域内の田を田以外の地目に転用し、地区除外する場合決済金が必要となります。これは、残った農地に過重な負担を掛けないようにするためのものです。また、同様にほ場整備事業実施地区のうち、田の決済金（償還金残）は、一般決済金の他に右記単価の決済金が必要となります。

なお、地区によっては畑についても決済金（償還金残）が必要となる地区がありますので、必ずご相談下さるようお願いいたします。

●一般決済金

区 分	令和4年度 (円/10a)
維持管理関係	85,250

●ほ場整備事業地区決済金

区分	地区名	令和4年度(円/10a)
県 営	西平田地区	838
	西平田地区 畑	503
	中平田南地区	17,863
	中平田南地区 畑	10,718
	砂 越 地 区	3,844
	砂 越 地 区 畑	2,307

令和3年度納期限内完納団体名簿

令和3年度一般組合費賦課金1期、2期と、ほ場整備事業償還賦課金の全てを納期限内に完納した81団体に対し、褒賞規程第5条の規定に基づき褒賞金を進呈いたしました。例年、大町溝土地改良区記念祭の席上で表彰しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため褒賞金のみ進呈させて頂きました。

この表彰制度は、褒賞金が伴う大変有利な制度ですので、引き続き納期限内に完納となりますようお願いいたします。

(単位：円)

団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金	団体名	褒賞金
松山支店管内		下 竹 田	10,000	砂 越 1	12,000	勝保関（上）	11,000
荒 興 野	5,000	中 牧 田	10,000	砂 越 2	15,000	勝保関（下）	16,000
成 沢	13,000	相 沢	10,000	砂 越 3	17,000	中 野 新 田	18,000
上 大 川 渡	10,000	石 名 坂	13,000	砂 越 4	8,000	土 崎	18,000
下 大 川 渡	12,000	28 団 体	292,000	砂 越 5	2,000	大 多 新 田	8,000
地 見 興 屋	6,000	平田中央支店管内		田 沢	8,000	こ あ ら	12,000
下 新 田	4,000	山 谷	13,000	円 道	1,000	15 団 体	268,000
臼 ケ 沢	12,000	山 谷 新 田	4,000	26 団 体	263,000	酒田みなみ支店管内	
大 沼 新 田	5,000	新 山	8,000	東平田管内		亀 ケ 崎	39,000
山 寺 川 先	19,000	檜 橋	26,000	滝 野 沢	17,000	大 町	14,000
山 寺 横 町	17,000	山 楯	12,000	生 石	23,000	四 ツ 興 野	13,000
山寺中ノ丁	7,000	中 野 目	20,000	矢 流 川	18,000	大 宮	39,000
山 寺 仲 町	12,000	郡 山	4,000	金 生 沢	6,000	遊 摺 部	51,000
山寺上荒町	9,000	桜 林 興 野	13,000	横 代	2,000	5 団 体	156,000
土 渕	15,000	桜 林	16,000	5 団 体	66,000	酒田市北部管内	
上 茗 ケ 沢	3,000	石 橋	11,000	中平田管内		酒田市北部	7,000
上 餅 山	8,000	天 神 堂	6,000	大 槻 新 田	1,000	庄内町管内	
上 北 目	13,000	泉 興 野	5,000	手 蔵 田	55,000	榎 木	2,000
中 北 目	16,000	堀 野 内	17,000	熊 野 田	3,000	合 計 81団体 1,054,000	
小 見	13,000	三 之 宮	6,000	荻 島	1,000		
下 餅 山	11,000	飛 鳥 1	8,000	本 川	13,000		
下 茗 ケ 沢	13,000	飛 鳥 2	7,000	茨野小牧新田	25,000		
引 地	12,000	飛 鳥 3	3,000	小 牧	30,000		
上 竹 田	6,000	飛 鳥 4	2,000	熊 手 島	40,000		
中 竹 田	8,000	飛 鳥 5	19,000	大 野 新 田	17,000		

賦課金の納入についてお願い

土地改良区の運営は、すべて受益地の農地からいただく賦課金によってまかなわれており、大変重要なものとなっておりますので、納入期限までに必ず納入していただくようお願いいたします。

納入期限が過ぎて、何もご連絡がないまま未納されますと税金と同様に、国税徴収法に準じて差押え、公売等の滞納処分が執行されることとなります。

ご連絡をいただければ、様々な対応を個別に行わせていただいておりますので、必ずご相談下さるようお願いいたします。

各ほ場整備事業地区の償還年次計画のお知らせ

下記の事項にご留意下さい。

◎共通事項

- ★償還金年次計画については、令和5年度以降の計画となります。地区面積は、令和4年4月1日現在の田の賦課面積を表しております。令和4年度以降、転用（地区除外）が発生した場合は、償還金に変更が生じます。また、記載した償還金は、電算等の償還事務経費を含んだ償還予定額となっております。
- ★平準化資金は、平準化償還計画書の数値を使っております。
- ★緊急支援資金予定は、助成予定総額と地区面積で単純に算出したものになります。

◎西平田地区

この地区は令和5年度で完済予定でしたが、今年度に緊急支援資金を活用して繰上償還を実施し完済を予定しているため、令和5年度以降の償還はありません。

◎砂越地区

この地区は令和5年度で完済予定でしたが、今年度に緊急支援資金を活用して繰上償還を実施し完済を予定しているため、令和5年度以降の償還はありません。

◎中平田南地区

この地区は令和12年度で完済予定ですが、令和6年度に緊急支援資金を活用して繰上償還を実施し完済を予定しております。

中平田南地区 145.7ha（単位：円/10a）			
年度	平準化資金	緊急支援資金予定	総計
R5	3,136	6,864	10,000
R6	3,020	1,080	4,100
R7	2,844	-2,844	0
R8	2,599	-2,599	0
R9	2,279	-2,279	0
R10	1,871	-1,871	0
R11	1,361	-1,361	0
R12	741	-741	0
計	17,851	-3,751	14,100

※問い合わせ先

大町溝土地改良区 会計課まで ☎0234-52-2350

総代の改選について

現総代の任期は令和5年2月3日で満了となります。土地改良法の改正により選挙管理委員会による管理が廃止され、次期総代選挙からは土地改良区の管理に委ねられ、当土地改良区総代選挙規程に基づき実施されます。

選挙日程等の詳細につきましては、次号(令和5年1月1日発行)の第162号区報でお知らせいたします。

総代の各選挙区と定数

各選挙区域における総代定数は、次のとおりとなります。

選挙区	選挙区域	総代定数
第1選挙区	酒田市 山谷・山谷新田・檜橋・山楯・中野目・郡山・桜林・桜林興野・石橋・天神堂・泉興野・堀野内・三之宮・飛鳥・砂越・北俣・生石・北沢 東田川郡庄内町 榎木	15名
第2選挙区	酒田市 手蔵田・熊野田・中野新田・勝保関・大野新田・小牧・茨野新田・小牧新田・古荒新田・土崎・本川・大多新田・熊手島・漆曾根・大町・遊摺部・大宮・字仁助谷地・字鷲谷地・字扇谷地・四ツ興野・大宮町三丁目	14名
第3選挙区	酒田市 成興野・大川渡・地見興屋・臼ヶ沢・大沼新田・山寺・字本町・字金谷・字山田・字西田・土渕・茗ヶ沢・上餅山・上北目・中北目・小見・下餅山・引地・竹田・中牧田・相沢・石名坂・田沢 東田川郡庄内町 古関	13名
合 計		42名

現在実施している事業



【工事実施の地区】

(発注者：山形県)

柳沢地区 県営 農村地域防災減災事業（ため池整備事業） 工期：H27～R5（H30 工事着工）

事業内容：柳沢ため池堤体工、洪水吐工、取水施設等の改修、危険ため池の廃止

今年度の工事内容：堤体盛土、洪水吐工、斜樋工、法面保護工、用地測量調査、用地買収及び借地等

本溝地区 県営 農村地域防災減災事業（用排水施設整備事業） 工期：H28～R6（R2 工事着工）

事業内容：水路護岸工 L=1,109m 放流工 L=126m

今年度の工事内容：用水路工、ゲート据付工、測量設計、支障物移転補償等

金谷地区 県営 農村地域防災減災事業（ため池整備事業） 工期：R1～R5（R2 工事着工）

事業内容：金谷ため池堤体工、洪水吐工、取水施設等の改修

今年度の工事内容：堤体工及び付帯工、支障木伐採、補足設計及び湛水試験等

茨野地区 県営 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業） 工期：R2～R6（R3 工事着工）

事業内容：茨野排水機場、茨野補助排水機場主ポンプ、付帯機器類・補記類の更新及び改修

除塵施設新設、吐出水槽改修、耐震補強、建屋補修、茨野排水路導水路改修工

今年度の業務内容：ポンプ設備整備更新、排水路工、用地測量調査、借地等

上郷地区 県営 基幹水利施設ストックマネジメント事業 工期：R2～R6（R3 工事着工）

事業内容：揚水機場機械器具・電気設備等更新整備、建屋整備補修、土木構造物整備補修

今年度の工事内容：揚水機場機械器具、電気設備等更新整備、建屋整備補修工等

上郷地区 県営 基幹水利施設 ストックマネジメント事業 工事の状況

酒田市成興野地内に設置されている上郷揚水機場は、一級河川最上川右岸の草薙頭首工で取水した導水幹線用水路より揚水し117.4haの水田へかんがいしております。

昭和41年に造成された本施設は、建物の破損や劣化、ポンプ設備機器の摩耗等が激しく、既存施設の有効活用・長寿命化を図るための更新整備を県営事業として令和2年度に採択され、令和3年度から建屋整備補修工の着工をしております。かんがい期間中で揚水をしながらの施工であるため、通水に影響がないように取り組んでおります。

今年度は、揚水機場機械器具、電気設備等の製作工、建屋整備補修工が発注され、令和6年度の完成に向けて整備を進めております。



建屋整備補修工事中の揚水状況



仮設足場に囲まれ稼働中の揚水機

— 用水の利用について —

用水は、水利権に基づき許可を得て河川から取水をしております。
年間の総取水量も定められており、限りある水を有効に利用しましょう。
取水の際は水口と堰板の適切な調整を行い、末端区域まで平等で効率的な
水の運用にご配慮をお願い申し上げます。
あわせて、水路と溝畔の管理についてもご協力お願いします。

水路・溝畔の管理



草刈作業時の草揚げのご協力
をお願いします。

水路に垂れ下がった草や水路
底に堆積した土砂は、水の流れ
の障害となります。

水口と堰板調整



水を入れ終わったら堰板の撤
去をお願いします。
時間を決め掛け流しをしない。

令和4年度 配水計画のお知らせ

令和4年4月1日

令和4年度配水計画を水利調整規程 第10条の規定により、下記のとおり公表する。

第1章 取水の基本事項

(取水口等の位置)

第1条 取水口の位置は、山形県最上郡戸沢村大字古口字柏沢地内とする。

(取水量等)

第2条 最大取水量は、次の表のとおりとする。

区 分	期 間	(代 掻 き 期)	(普 通 期)	(非かんがい期)
		4月26日から 5月5日まで	5月6日から 9月15日まで	9月16日から 4月25日まで
最大取水量		12.873 m ³ /sec	12.848 m ³ /sec	4.0 m ³ /sec

第2章 その他

(水利調整に係る連絡先)

第3条 水利調整に係る連絡先は次のとおりとする。

大町溝土地改良区

☎ 0234-52-2350

最上川下流右岸地区土地改良事業促進協議会 設立



令和4年2月8日（火）大町溝土地改良区会議室において、酒田市長及び庄内町長、大町溝土地改良区並びに日向川土地改良区の正副理事長で構成する最上川下流右岸地区土地改良事業促進協議会設立総会が開催され、会長には丸山至酒田市長が就任しました。

本会は、非かんがい期の草薙頭首工からの安定した取水と老朽化が著しい未整備水路の補修、相沢川の河床に管頂が露出している相沢川サイホンの移設等の改修を、国営かんがい排水事業で進めるにあたり、事業の促進を図ることを目的としております。

令和11年度着工に向け、令和5年度から地区調査を3ヶ年、令和8年度から全体実施設計を3ヶ年実施する予定です。

大町溝土地改良区 管理施設の使用について

大町溝土地改良区が維持管理している施設（用排水路、農道等）を、他の目的に使用する場合及び雨水、浄化槽処理水を大町溝土地改良区が維持管理している用排水路に放流する場合は、土地改良施設他目的使用申請書の提出が必要となります。

なお、使用を中止した場合については、速やかに廃止届の提出をお願いします。

- ◎ 土地改良施設用地を出入り口等の目的に使用（電柱・地下埋設・広告物・街灯・橋梁）
- ◎ 雨水排水や合併浄化槽の処理水の放流

※問い合わせ先 大町溝土地改良区 管理課まで ☎ 0234-52-2350

各種手続きのお知らせ

次のような場合は必ず土地改良区（会計課 財務係）に届け出をお願いします。

◎農地の移動（売買、賃貸借、交換等）	組合員資格得喪通知書の提出
◎農業者年金等による経営者移譲	
◎生前一括贈与または死亡による相続	
◎組合員の住所が変わったとき	住所変更届の提出
◎賦課金引き落とし口座を変更するとき	貯金口座振替（変更）依頼書の提出
◎田を宅地等へ転用 （ほ場整備事業地区内の畑も同様）	農地転用等の通知の提出、地区除外協定書の締結、決済金の納入
◎田から畑に地目変更	
◎公共事業による用地買収に伴う転用	

各種手続きの用紙は大町溝土地改良区のホームページ(<http://o-machikou.jp/>)より印刷できます。

令和4年度 大町溝土地改良区事務体制

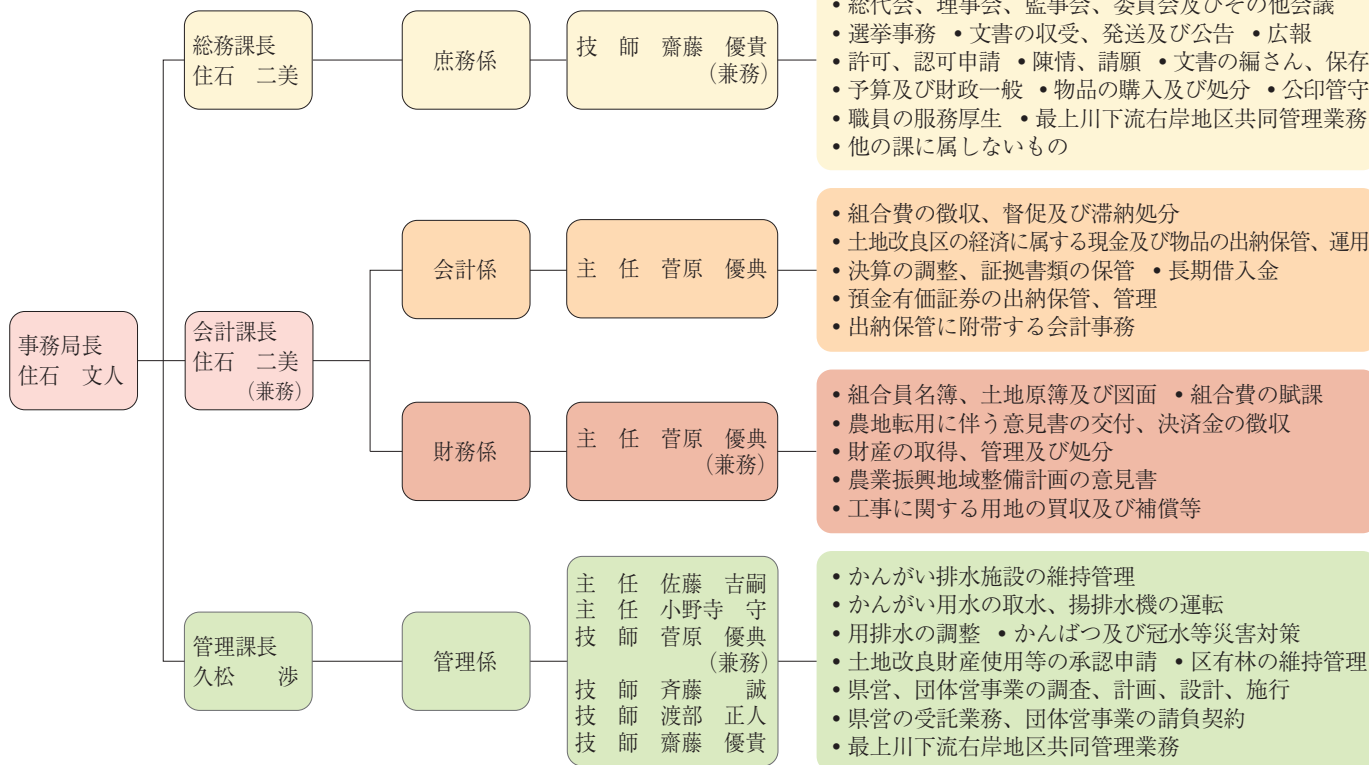
所在地 酒田市砂越字小形111番地

☎0234-52-2350

☎0234-52-3515

R4.4.1 現在

事務内容



揚水機運転

主 任	佐藤 吉嗣
主 任	小野寺 守
技 師	齊藤 誠
技 師	渡部 正人
技 師	齋藤 優貴
運転助手 (副主任)	齋藤 清
運転助手 (副主任)	後藤 政弘
運転助手	後藤 和春
運転助手	齋藤 則彦

分水門看守人

上郷溝・大正溝第2	
上野原・大正溝第3	藤谷 力
上堰	
東幹線・手蔵田・平田川	莊司 政博
第1・第5幹線	南幹線 所管
大町・中・北幹線	佐藤 義昭
砂利柳・南幹線	南幹線 所管

機場名

- ◎**揚水機場**
 - 平田揚・田沢川・山谷溝・横根山
 - 檜橋・相沢川・上野原・沖ノ堰
 - 前畑
 - 南幹線・砂利柳第1・第2
 - 手蔵田・平田川・仁助谷地
 - 下川原・勝保
- ◎**排水機場**
 - 茨野・茨野補助
- ◎**共同管理施設**
 - 平沢・上堰第二・柳沢・上堰第一
 - 上郷・石名坂・大正第一

揚水機の運転停止について！

6月～9月の毎週 木曜日 午前8時より翌朝まで、揚水機の点検整備と自主的な節電を実施し、**管内揚水機場・仮設ポンプの運転停止**をいたしますので、**ご理解とご協力をお願いします。**

※気象状況及び水稻の生育状況等によっては、運転停止を取りやめ対応いたします。なお、運転日でも降雨等により停止する場合があります。

かんがい用排水の連絡先

・大町溝土地改良区事務所
TEL0234-52-2350

・平田揚揚水機場
TEL0234-52-3244

・茨野排水機場
TEL0234-24-4741

★用排水に関する問い合わせは、各集落の配水委員を通して連絡をお願いします。